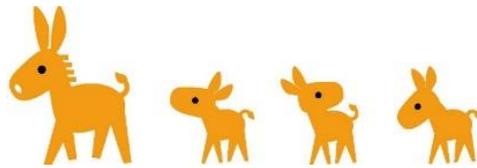


久留米市認知症カフェ等支援事業

久留米市は
カフェ等の取組を
応援しているよ!!



久留米市では、認知症になっても安全に、安心して暮らせるやさしいまちを目指して、認知症の人やその家族を支援する様々な取り組みを進めています。

その一環として、認知症の人やその家族が安心して過ごせる場所として、『認知症カフェ等』を支援する事業を実施しています。

1. 「久留米市認知症カフェ等」とは??

「認知症の人及びもの忘れに不安を感じる人並びにその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談及び参加者相互の情報交換等を通じて、孤立防止及び介護負担の軽減等を図ることを目的として、定期的に開催される場所」のことで。

【要件】

- ・久留米市内で開催されていること
- ・おおむね月1回以上開催していること
- ・営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと 等

【留意事項】

- ・個人情報適切に取り扱うこと
- ・運営にあたって関係する法令については、遵守すること
- ・事故防止及び安全な運営に努め、開催中の事故及び苦情に対して、誠意を持って対応すること
- ・認知症の人が主体的に取り組みやすいように、話しやすい雰囲気づくりなど、十分に配慮すること
- ・認知症関連の催しについて積極的に情報収集を行い、参加者の方への情報発信に努めること
- ・市等が開催する研修や講演会等への積極的な参加に努めること

【分類】

①みんなの居場所

認知症であっても
なくても、みんなで
認知症について考える場

②家族同士の居場所

家族が明るく生きる
ために、ざくばらんに
情報交換できる場

③わたし達の居場所

ご本人が明るく生きる
ために、ご本人中心の
時間が流れる場

※どうして、認知症カフェ「等」なの??

「認知症カフェ」として始めた取組みだけでなく、毎月、認知症について何らかの取組みをしており、誰でも参加できるような地域のサロンなども「①みんなの居場所」に該当するからです。

2. どのような支援が受けられるの??

- (1) 認知症カフェ等の開催情報を市のホームページに掲載する他、認知症カフェ等に関するチラシを市役所や地域包括支援センター等の相談窓口を設置します。
- (2) 市が作成する認知症に関するチラシ・パンフレットをお渡しします。
- (3) 認知症カフェ等の運営や企画内容に対して、必要時、助言を行います。

3. 支援を受けるには??

久留米市ホームページに掲載されている「久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱」をご確認の上、活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）を添えて、久留米市健康福祉部長寿支援課へ必要書類を提出してください。

- (1) 支援を受ける場合：様式1 久留米市認知症カフェ等活動状況届を提出
- (2) 変更する場合：様式2 久留米市認知症カフェ等活動状況変更届を提出
- (3) 中止する場合：様式3 久留米市認知症カフェ等支援中止届を提出

【問合せ先】

久留米市健康福祉部長寿支援課
介護予防・生きがい支援チーム
〒830-0022
福岡県久留米市城南町 15-3
TEL : 0942-30-9207
FAX : 0942-36-6845

